

岡山市水道局配水管布設工事競争入札参加資格等に関する運用基準

(趣旨)

第1条 この基準は、岡山市水道事業等の競争入札参加資格及び審査等に関する規程（昭和62年市水道局管理規程第2号。以下「資格審査規程」という。）第3条第1項ただし書に定める配水管布設工事の競争入札に参加する者の資格及び施工能力の認定に必要な事項のほか、競争入札に参加する場合の基準その他必要な事項について定める。

(適用範囲)

第2条 この基準において配水管布設工事とは、新設、改良等のための配水管の布設、移設及び撤去の工事（口径400mm以上の布設工を除く。）及び弁栓類の設置工事並びに配水管の修繕工事をいう。

(資格審査基準)

第3条 配水管布設工事の資格審査に加える主観点数のうち、検査評点については別表第1、技術力評価については別表第2のとおりとする。

(資格審査の申請)

第4条 競争入札に参加しようとする者は次条の格付要件に適合し、別に定める配水管布設工事入札参加資格審査申請要領の規定により申請書に必要書類を添付し、水道事業管理者（以下「管理者」という。）に提出しなければならない。

(参加資格)

第5条 配水管布設工事の競争入札に参加しようとする者は、次の各号のすべてに該当する者でなければならない。

- (1) 岡山市内に建設業法上の主たる営業所を設置していること。
- (2) 建設業法に基づく水道施設工事業の許可があること。
- (3) 経営事項審査（建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23）において、水道施設工事業の完成工事高が連続して2期あること。
- (4) 岡山市水道局指定給水装置工事業業者であること。
- (5) 次に掲げるすべての資格を1人で有する者（以下「配水管技能者等」という。）

が在籍していること。ただし、第4条の申請書提出の時点において、3ヶ月以上継続して直接的かつ恒常的な雇用関係にある者に限る。

ア 公益社団法人日本水道協会（以下「日本水道協会」という。）の配水管技能者名簿（耐震又は大口径管）に登録された者

イ 配水用ポリエチレンパイプシステム協会の水道配水用ポリエチレン管・継手施工技術講習会を修了した者

ウ 次のいずれかの資格を有する者

(ア)公益財団法人給水工事技術振興財団（以下「給工財団」という。）にある給水装置工事配管技能者認定協議会から認定証を交付された者

(イ)給工財団が実施した給水装置工事配管技能者講習会の課程を修了した者

(ウ)給工財団が実施する給水装置工事配管技能検定に合格した者

(6)岡山市における建設工事の入札参加資格審査申請において、第1格付が「水道施設工事業」、もしくは第1格付が「管工事業」、第2格付が「水道施設工事業」で、かつ配水管布設工事を希望する者であること。

(7)岡山市における建設工事の入札参加資格審査申請書提出の過去2年間において、配水管布設工事並びに配水管緊急修繕工事の両方の施工実績を有していること。
(岡山市の発注工事については元請又は下請、岡山市以外の発注工事については元請であること。)

2 配水管布設工事の競争入札に参加しようとする者は、別表第4に掲げる許容価格に応じ、参加できる者に該当すること。ただし、これによりがたい特別の事由がある場合は、この限りでない。

3 前項にかかわらず、接合工事及び特殊材料を支給する工事は、技術力を考慮して参加資格を別に定めるものとする。

(格付要件の欠格期間)

第6条 前条第1項の格付要件のいずれかが欠格している期間中は入札参加できない。

(変更の届出等)

第7条 第4条の規定による申請書の提出後に、次に掲げる事項に変更があったときは、速やかにその旨を管理者に届け出なければならない。

- (1) 商号又は名称
- (2) 代表者又は受任者
- (3) 所在地，電話番号及びファクシミリ番号
- (4) 実印又は使用印鑑
- (5) 資本金
- (6) 組織
- (7) 許可又は登録の内容（更新を含む。）
- (8) 配水管技能者等
（入札参加希望業種の制限）

第 8 条 配水管布設工事を希望し，格付された者は，岡山市における建設工事の入札参加資格審査申請において格付された他の希望業種の順位にかかわらず，岡山市水道局が発注する建設工事については，原則として配水管布設工事以外は入札参加を認めない。

（新規業者の受注制限）

第 9 条 当該格付を有して 3 年未満の者には，資格審査規程第 7 条の規定にかかわらず，発注の基準となる金額及び最大口径について別表第 3 のとおり制限を付すものとする。ただし，3 年目で日本水道協会認定の配水管技能者（大口径管）を有する配水管技能者等が在籍しておれば制限しないものとする。

（その他）

第 10 条 この基準に定めるもののほか，必要な事項は別に定める。

附 則

この基準は，平成 19 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は，平成 20 年 2 月 29 日から施行する。

附 則

この基準は，平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は，平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。ただし、改正後の岡山市水道局配水管布設工事競争入札参加資格等に関する運用基準第 5 条第 1 項第 5 号ウは、平成 25 年 4 月 1 日以後に公告し、又は通知する契約に係る工事について適用する。

附 則

この基準は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1(第3条関係)(最高22点)

検査評点の平均	点 数
79.0点以上	22
78.0～78.9	21
77.0～77.9	20
76.0～76.9	19
75.0～75.9	18
74.0～74.9	17
73.0～73.9	16
72.0～72.9	15
71.0～71.9	14
70.0～70.9	13
69.0～69.9	12
68.0～68.9	11
67.0～67.9	10
66.0～66.9	9
65.0～65.9	8
64.0～64.9	7
63.0～63.9	6
62.0～62.9	5
61.0～61.9	4
60.0～60.9	3
59.0～59.9	2
58.0～58.9	1
57.0～57.9	0
56.0～56.9	-2
55.0～55.9	-4
54.0～54.9	-6
53.0～53.9	-8
52.0～52.9	-10
51.0～51.9	-12
50.0～50.9	-14
49.0～49.9	-16
48.0～48.9	-18
47.0～47.9	-20
47.0点未満	-22
実績なく評価不能	0

「岡山市水道局工事成績評定活用基準」の57点を基準とする。

別表第2(第3条関係)(最高50点)

配水管技能者等の登録種別		点数
配水管技能者	耐震継手	2点
	大口径管	5点

加点はいずれか一方のみとし、大口径管を優先する。

別表第3(第9条関係)

(単位/千円)

格付等級	最大口径	1年目	2年目	3年目
		(150mmまで)	(250mmまで)	(350mmまで)
特A	30,000未満	45,000未満	4,000以上 (資格審査規程どおり、 以下同じ)	
A			200,000未満	
B	20,000未満	30,000未満	40,000未満	
C	10,000未満	15,000未満	20,000未満	

別表第4 入札参加エリア

対象工事の許容価格	参加できる者		
	等級	参加可能エリア	
2億円以上	特A	全市エリア	
4千万円以上2億円未満	特A	全市エリア	
	A		
2千万円以上4千万円未満	特A	全市エリア	
	A		
	B		営業所の属する管路整備課エリア
4百万円以上2千万円未満	特A	全市エリア	
	A		
	B		営業所の属する管路整備課エリア
	C		
4百万円未満	A	営業所の属する管路整備課エリア	
	B		
	C		全市エリア